

川越市会計年度任用職員である企業職員の給与等に関する規程の一部を
改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

川越市上下水道事業管理者 野口 幸範

川越市上下水道局管理規程第 1 2 号

川越市会計年度任用職員である企業職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

川越市会計年度任用職員である企業職員の給与等に関する規程（令和4年上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「定める額及び」を「定める額、」に改め、「」の」を「」及び第3項第1号に定める額の」に改め、「前2項」を「第1項から第3項」に改め、同項を第6項とし、次の3項を第2項の次に加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（次項で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（第13条第2号に掲げる職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合は5,000円）

ア 一の駐車場等を利用する場合 次の(イ)から(ロ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(イ)から(ロ)までに定める額

(イ) 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

(ロ) 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(ロ) (イ)及び(ロ)に掲げる場合以外の場合 管理者が定める額

イ 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について第1号ア(イ)から(ロ)までに定める額を合計した額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

4 駐車場等の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 勤務所の周辺又は第15条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして管理者が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

(2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

(3) その利用について職員の配偶者に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして管理者が定める施設でないこと。

5 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると管理者が認めるときは、同項の規定にかかわらず、管理者が別に定める要件とする。

第13条第2号中「前条第1項第2号に定める額」の次に「（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつてはその額に同条第3項第1号に定める額を加算した額）」を加え、「同条第1号」を「同条第1項第1号」に改め、同条第3号中「前条第1項第2号に定める額」の次に「（駐車場等利用職員にあつてはその額に同条第3項第1号に定める額を加算した額）」を加え、「同条第2号」を「同条第1項第2号」に改める。

第14条第1項中「又は勤務所」を「、勤務所を異にして異動した場合及び」に改め、「通勤経路若しくは通勤方法を変更し、若しくは」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は」に改め、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加える。

第15条中「提示」の次に「又は第12条第4項に定める駐車場等の要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加え

る。

第17条第3項中「運賃等相当額は、」の次に「次項及び第5項に該当する場合を除くほか、」を加える。

第19条第3項中「その合計額）」の次に「及び第12条第3項第1号に定める額」を加える。

第21条第1項第2号中「若しくは通勤方法を変更し、」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し、又は、」に改め、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加える。

第22条中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加える。

第26条第2項中「職員」を「フルタイム会計年度任用職員」に改め、「通勤のため新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）で」を削り、同条第5項を第6項に改め、第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を第5項に改め、第3項を第4項に改め、次のとおりとする。

4 第1項第1号の規定による額（交通機関等が2以上ある場合は、その合計額）、同項第2号に定める額、第2項第1号に定める額（新幹線鉄道等が2以上ある場合は、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超えるフルタイム会計年度任用職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、15万円とする。

同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げるフルタイム会計年度任用職員で駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（第1項第3号イに掲げるフルタイム会計年度任用職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合は5,000円）

ア 一の駐車場等を利用する場合 次の(7)から(9)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(7)から(9)までに定める額

(7) 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

(8) 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(9) (7)及び(8)に掲げる場合以外の場合 管理者が定める額

イ 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について第1号ア(7)から(9)までに掲げる額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

第27条中「定期券等の提示」を「定期券の提示又は第12条第4項に定める駐車場等の要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」に改める。

第71条第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を第7項とし、第5項中「第3項第1号」を「第2項第1号」に改め、「及び前項第1号」を「、第4項第1号」に改め、「その合計額）」の次に「及び前項第1号に定める額」を加え、「前2項」を「前4項」に改め、同項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第2項第2号又は第3号に掲げる週5勤務パートタイム会計年度任用職員で駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（第3項第3号イに掲げる職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 第12第3項第1号に掲げる額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

別表第5を次のとおり改める。

別表第5（第12条・第26条・第57条関係）

片道の使用距離	額
5 k m未満	2, 0 0 0 円
5 k m以上 1 0 k m未満	4, 2 0 0 円
1 0 k m以上 1 5 k m未満	7, 3 0 0 円
1 5 k m以上 2 0 k m未満	1 0, 4 0 0 円
2 0 k m以上 2 5 k m未満	1 3, 5 0 0 円
2 5 k m以上 3 0 k m未満	1 6, 6 0 0 円
3 0 k m以上 3 5 k m未満	1 9, 7 0 0 円
3 5 k m以上 4 0 k m未満	2 2, 8 0 0 円
4 0 k m以上 4 5 k m未満	2 5, 9 0 0 円
4 5 k m以上 5 0 k m未満	2 9, 1 0 0 円
5 0 k m以上 5 5 k m未満	3 2, 3 0 0 円
5 5 k m以上 6 0 k m未満	3 5, 5 0 0 円
6 0 k m以上 6 5 k m未満	3 8, 7 0 0 円
6 5 k m以上 7 0 k m未満	4 2, 2 0 0 円
7 0 k m以上 7 5 k m未満	4 5, 7 0 0 円
7 5 k m以上 8 0 k m未満	4 9, 2 0 0 円
8 0 k m以上 8 5 k m未満	5 2, 7 0 0 円
8 5 k m以上 9 0 k m未満	5 6, 2 0 0 円
9 0 k m以上 9 5 k m未満	5 9, 6 0 0 円
9 5 k m以上 1 0 0 k m未満	6 3, 0 0 0 円
1 0 0 k m以上	6 6, 4 0 0 円

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。